

平成 20 年度 第 2 回 篠山市歴史文化基本構想等策定委員会 議事概要

1. 日 時：平成 21 年 1 月 27 日（火）15:00～17:00
2. 場 所：篠山市民センター 2 階 催事場 1
3. 出席者：

		勤務先 / 役職名	氏 名	備 考
委員	市民 代表	篠山市文化財保護審議会会長	大路 靖	副委員長
		篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会会長	小林 一三	
		福住地区伝統的建造物群保存対策調査委員会委員長	栗野 章治	
		H20 たんば世話人、兵庫ヘリテージマネージャー	才本 謙二	
		文保寺観明院住職	鷺尾 隆円	
	学識 経験者	立命館大学グローバル・イノベーション研究機構教授	益田 兼房	委員長
		立命館大学理工学部教授	大窪 健之	
		園田学園女子大学未来デザイン学部文化創造学科教授	大江 篤	
		神戸大学大学院工学研究科准教授	黒田 龍二	
		神戸大学大学院工学研究科准教授	三輪 康一	
		神戸大学大学院工学研究科准教授	山崎 寿一	
	行政 関係	兵庫県教育委員会文化財室長 (代理)	村上 裕道 柏原 正民	
		兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課長 (代理)	川端 宏幸 藪本 和法	
		兵庫県丹波県民局県土整備部森のまちづくり担当参事	阪出 裕昭	
		篠山市まちづくり部次長	長澤 義幸	
		篠山市まちづくり部次長	栗野 義範	
		篠山市教育委員会次長	小山 辰彦	

事務局：篠山市教育委員会社会教育・文化財課 西田辰博、村上由樹、成田雅俊、
植木友

アドバイザー：篠山市まちづくり部地域整備課 横山 宜致

コンサルタント：(株)スペースビジョン研究所 宮前洋一、宮前保子、徳勢貴彦

4. 資料：

- ・資料 1：篠山市歴史文化基本構想等の策定方針について
- ・資料 2：テーマの具体化、関連文化財群の設定と調査の視点
- ・資料 3：住民アンケート調査、来訪者・出身者アンケート調査
- ・参考資料1：篠山市の概況
- ・参考資料2：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
- ・参考資料2-1：亀山市歴史的風致維持向上計画（平成20年12月 亀山市）
- ・参考資料2-2：文化財の総合的な保存・活用とまちづくり（月刊文化財 平成21年No.544）
- ・参考資料3：データベースイメージ
- ・参考資料4：第1回委員会 会議録

5. 議事要旨

(1) 開会

事務局：第二回歴史文化基本構想等策定委員会を開催させていただく。

前回委員会では、歴史文化基本構想の策定ならびに将来的な活用について概要を説明させていただいた。イメージとして把握し難いという意見もいただいた。今回は策定方針や調査内容などをもう少し具体的に説明させていただき、ご意見をいただいた上で、本構想の策定方針を確定していきたい。また、現段階での調査の進捗状況についても報告させていただく。審議の方よろしくをお願いしたい。

(2) 委員長挨拶

委員長：本年度、もう1回委員会が予定されている。来年度の調査に向けて、作業がスムーズにスタートできるようにご審議よろしくをお願いしたい。

(3) 議事概要

委員長：篠山市歴史文化基本構想等の策定方針について事務局から説明いただきたい。

事務局：(資料説明) - 略 -

コンサルタント：(資料説明) - 略 -

委員：各都市の歴史的風致維持向上計画では、既に文化財に指定されている地域と合わせて広く重点区域を設定しているが、重点区域は全域が事業対象になるのか。また、篠山で重点区域を設定する場合、どのくらいの面積を考えてい

るのか。

事務局：国指定・選定の重要文化財建造物や史跡、重要伝統的建造物群保存地区などが無いと歴史まちづくり法の計画の重点区域に設定できないことになっている。現在の篠山市では篠山城跡や伝建地区、春日神社能舞台がある城下町や八上城跡、大国寺本堂、長谷寺妙見堂が所在する地域が対象になる。将来的に福住地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されると、城下町地区と福住地区を結ぶエリアが歴史まちづくり法の事業対象になってくると考えられる。そのような視点から調査や構想のまとめを進めていきたいと考えている。

委員：原風景が残っているとしても、現在のところ大山地区や古市地区などは事業対象にならないのか。

事務局：現段階では国指定文化財建造物等がないため、歴史まちづくり法に基づく事業認定の対象とはならない。国指定文化財の条件が整えば対象にはなる。従って、将来的に国指定の可能性のあるものについてもピックアップして、その周囲については重点区域を想定した調査を進めていく予定である。大山荘や丹波焼の立杭地区、波々伯部神社の地域なども可能性があるため、そのようなエリアは重点区域になることを念頭に置きながら調査を進めていく予定である。

委員：城下町地区と福住地区を結ぶ区域を重点区域に設定するということであるが、それを結ぶ街道筋にある八上地区や波々伯部地区などの地区も事業対象となるのか。

事務局：城下町地区と福住地区を結ぶ地区を広く囲む形で、将来的に重点区域に設定できればと考えている。その中には城下町の要素や街道集落の要素、農村集落の要素など様々な要素が残っていることに価値がある。そのような視点で、このエリアを対象に詳細な調査を行っていきたい。城下町地区と福住地区については、これまで神戸大学の先生方にお世話になりながら調査が進んでいる。その間の集落などの調査を行うことで、両地区を結ぶ重点区域の設定ができると考えている。

副委員長：日本の原風景篠山のイメージについて意見を述べたい。篠山城跡から見える里山が危機に陥っている。圃場整備されて農振農用地として区画されたところはさわれない。しかし、篠山城跡から見えるユニトピアささやまから畑地区辺りまでの南面山麓の里山周辺が、特に不動産売買につながっている。今後、篠山のまちからみた原風景が壊されるという危機感をもっている。特に、富裕層のセカンドハウスのような建物が建てられてきている。これをやられると篠山の原風景が壊される。そのあたりの情勢を把握し、行政側できっちりと対応していただきたい。

委員長：かなり具体的な意見が出てきている。今の点について事務局側で意見はあるか。

事務局：篠山市では、再生計画のまちづくり編を策定した。その中では、将来計画として、景観法にもとづく景観計画を策定し、景観計画区域及び景観地区の指定をしていくことが示されている。県の景観条例に基づく歴史的景観形成地区に指定されている城下町地区、また、集落単位で進められている里づくり計画の計画整備地区などを景観地区としていくことを検討している。景観法に基づく制度を活用して、里山に近い良好な景観が残っている地区を保護していこうとしている。

副委員長：原風景の拠点をできるだけ早く把握して、それを核とした形で進め、策定方針がぶれないようにしていく必要がある。

委員：亀山市の歴史的風致維持向上計画では、関宿を中心として亀山市を通る東海道の端までが重点区域に設定されている。また、東海道筋の周辺の街道沿いの村にも色が付けてある。篠山の場合も、城下町地区と福住地区の二点を結ぶということではなく、街道筋を延ばした形で重点区域を設定していく可能性はあるのか。

コンサルタント：重点地区の中には、国指定の重要文化財建造物が必要である。それは重伝建でも史跡でも構わない。区域の設定の方法は各市の歴史的風致のテーマに即して設定するという事になっている。従って、テーマによっては街道筋で延ばしていくことも可能である。

例えば、日本の原風景を展開させ、街道文化であると定義し、まちづくりの基本方針をもっていくというストーリーがうまくできれば認定を受けられる。しかし、事業をあっちでもこっちでもしたいという理由で、無理矢理とってつけたような説明になると認定は受けられない。某市では、一方は国指定文化財があり、もう一方では国指定文化財がない二つの拠点を無理矢理つなげた場合、時期尚早ではないか、一箇所だけにしようという指導もあった。そのあたりは、この会議のなかで、どのようなストーリーで篠山を語り、市民の方々が何をもって歴史的風致というかという実態と意気込みにかかっている。

委員：重点区域の規模の上限及び下限はないのか。

コンサルタント：現在のところ上限及び下限の設定はない。

委員：計画がしっかりしていれば規模は問わないということか。

コンサルタント：そうである。

委員長：歴史まちづくり法はできたばかりであるため、不明な点が多い。

次に、本年度作業の進捗状況について説明いただきたい。

コンサルタント：(資料説明) - 略 -

委員：先ほどの策定方針の説明と現在進めている調査の目的が明確でない。指定工

リア以外の茅葺民家だけが未指定の文化財ではないので、そのようなところにはあまり力を入れなくても良いのではないかと。本来力を入れなければならないところに手抜きをされたら調査の目的が薄れてしまう。もう少し焦点を絞って調査の方針を決めていただきたい。

事務局：まずは、市全域について原風景を構成する文化財の量的把握及び分布状況の把握を行い、他市町村との比較等を通じて篠山市の状況を把握するため、広く浅く調査を進める。そして、歴史まちづくり法に基づく重点区域として想定される区域の詳細調査に移る。このような広く浅くの調査と重点区域の詳細調査の二段構えの調査を想定している。

市内の文化財の分布調査については、建造物、和風住宅のうち、地域で特徴的なものの調査、また、資料に分類しているが、建造物の他、無形文化財、民俗文化財、記念物などを既存の資料などをもとに把握を進める。その後、重点区域の詳細調査に移る。

委員：茅葺民家の調査は、それはそれで良いと思う。茅葺がかつての日本の農村風景の大部分であったため、茅葺民家の調査は無駄ではないと思う。神戸市でも、20年ほど前に茅葺民家調査を実施した。3000戸～4000戸くらいあり、茅葺を中心に神戸市は全国有数の茅葺の密集地帯であるということはいえた。しかし、その調査での反省点は、瓦葺を無視したことである。庄屋の家などの富豪層の建物は、江戸時代の早い段階に瓦葺になった。瓦葺を完全に無視すると、原風景の深みが減る。民家調査に関しては、茅葺のまま残っている茅葺民家、トタンをかぶっている建物、瓦葺についても上級のものをある程度抑えるべきである。福住の篠山も茅葺が瓦葺に変わったという歴史があると思う。篠山は確かであるが、福住は調査中である。町家タイプは無視せず、そのような補足の上で調査を進めていただきたい。

コンサルタント：茅葺が形態的に分かり易いため、そのように説明したが、集落単位で古くから残っているだろうと思われる庄屋タイプの上質な瓦葺の建物も把握していきたいと思っている。しかし、市内全域ということになると今年度中にということは難しいため、来年度も引き続き調査を進めていく予定である。

委員長：関連文化財群の調査方針について説明いただきたい。

事務局：(資料説明) - 略 -

委員長：今回の委員会ではこの部分の議論が大切である。

委員：篠山市には19の小学校区がある。そのうち今回の計画の対象となるのはどれくらいの小学校区か。また、漏れ落ちた小学校区には今回の計画で配慮すべきものは含まれていないのか。

事務局：現時点では、調査中であるのではっきりとは出ていないが、想定はしている。例えば、今田小学校区では丹波焼の窯業関連、大山小学校区では大山荘園関

連、古市小学校区では古市宿場及び篠山城採石場関連、八上小学校区では史跡八上城跡関連、日置小学校区では日置集落と波々伯部神社祭礼関連、福住小学校区では福住宿場及び農村集落関連、西紀北小学校区では春日神社の祭礼及び農村関連、味間小学校区では大国寺や文保寺及び茶畑関連などが核となると想定している。

委員：私が尋ねたのは、今回の構想で対象とする小学校区はどこなのかということである。いま3分の2くらいの小学校区を挙げられたと思うが、それら全て歴史まちづくり法の対象としていくのか。また、3分の1は今回の構想の対象とならないということによいのか。そのあたりの仕分けをしていただきたい。また、同様に、集落はどのくらいあるのか。農林業センサスの集落でよい。どのくらいの集落が今回の構想の対象となるのか。それが分かると具体的なイメージができるのではないかと。対象とならないところが具体的にるのであれば、今回の計画から外れるということを確認しておきたい。グレーの部分もあって良いが、そのような整理をしていただくと分かり易い。

事務局：事務局でもどこを対象とするかは詰められていない状況である。市内には多くの文化財があり、核となる文化財が小学校区ごとに設定できると思う。しかし、全ての小学校区に詳細調査に入るのは、予算的・時間的に不可能である。従って、その中でも将来的な計画のある地区を抽出し、それらの地区を対象に詳細調査を行なうことを考えている。現時点では、資料2にある篠山城下から福住地区を対象地域としていくことを考えている。その他についても、丹波焼の立杭地区や大山荘園関係の大山地区も候補になると思う。篠山城下町地区と福住地区であれば、調査も過去に行なわれているので、それらの資料も活用しながら進めていきたいと考えている。

委員：なぜここまで中世荘園領域を出すのかが分からない。現時点で全ての荘園領域が確定しているものではないし、中世では荘園領域は流動的であったため、きっちりとした線が引けるような荘園はあるのかも疑わしい。城下町は江戸時代で、農村集落は中世というのはあまりにも時代を無視した考え方である。近代の行政制度があり、それ以前の近世の村の割り方があり、藩がどのような形であり、年貢がどのように集められていたかということがあり、それを超えてうっすらと中世が見えるというのが実態であると思う。基本は近代、近世にあり、その裏に中世があるという書き方であれば良いが、篠山だけが中世荘園領域がごっそり残っているということであれば、市域全域が国指定文化財になり得る。物件が江戸以降のものが大半を占めているので、なぜ、ここまで荘園領域を表に出すのか説明いただきたい。

事務局：当初、「近世を起源」としていたが、近世から始まったのではなく、中世が色濃く残り、近世に発展し、近代、現代につながっているということで、中世

という言葉を入れる必要があるということだったのでこのように書いている。表現的に中世が大きくなりすぎて誤ったイメージを与えてしまったかもしれないが、近世だけを見るのではなく、祭礼についても中世荘園領域で行なわれているものもあるので、どこかに中世を位置づけたいという意図からこのような書き方になっている。

- 委員：実態としては、近世後半の風景が残されている。
- 事務局：大山荘については、おおよその荘園領域が確定している。文献資料も多く残されている。しかし、市全域の荘園領域は確定しない。
- 委員長：日本の原風景というと、中世を起源とした方が全国的に説明しやすいので入れておいても良い気もする。
- 委員：「中世」という言葉を使うのは大看板を広げた嘘に近い。中世の風景とは違うと思う。
- 委員：中世の風景を看板にしている地区では、大分県豊後高田市の田染荘が有名である。田染荘に勝てるようなものであれば良いと思う。そこに勝てる自信があれば看板を出せば良い。
- 事務局：大山荘では、中世の灌漑用の池や中世に起源をもつ文化なども残っており、ある程度面的に荘園に係わる歴史も把握できる部分はある。
- 委員：狭い範囲であれば可能であると思うが、市域全域のキャッチフレーズとして良いのか。
- 委員：資料の「重点区域」の定義を読むと、極めて文化庁と国交省が相乗りしたような文章になっている。建物としての建造物とその周辺の「市街地」と書かれている。里山などは「市街地」ではない。原風景の里山や農地、すすきなどの原風景はこの定義からすると欠け落ちている可能性がある。そのあたりをどのように考えるのか。調査内容も、文化財を調査しているが、保護樹林や古木や巨樹、水などは入っているのか。今回の調査の守備範囲はどのように考えているのか。入っていれば良いが、この定義からいうと入らない可能性がある。
- 副委員長：篠山の歴史というものは城下町である。近世の人々の営みが醸し出されるような原風景を大切にしたい。篠山城下の歴史を核に据えた歴史を具体化した方が良いと思う。
- 委員：重伝建地区の後背地が心配である。高層マンションでも建てられたら困る。歴史文化基本構想が確定するまでの間に、篠山の原風景が壊される可能性もある。
- 事務局：県景観条例で歴史的景観形成地区に指定されているため、高さは3階に抑えられている。届出の誘導基準にあるため、びっくりするような高さの建物が建つことはない。

- 委員：城の周りは守られていても、先ほど副委員長が言われた城跡から見た景観を壊す建物や開発が生じることがあるのではないか。
- 事務局：良好な景観を維持・形成していくための一つの担保手法として、現在地域整備課で景観法に基づく景観計画の策定を進めている。来年度には市全域を景観計画区域に設定し、各制度を導入していく予定である。この景観計画と歴史文化基本構想を連携させて進めていく予定である。
- 委員にご指摘いただいた巨樹巨木については、現在分かっているものについては、基礎調査で把握を進めている。水系などについても詳細には抑えていないが、概観していく予定である。詳細調査では、そのような視点でひとつひとつ抑えていく必要があると考えている。
- 調査手法やまとめ方については、事務局の方も具体的なイメージをもっていないので、そのあたりはご指導いただきたい。
- 委員：旧荘園領域について、強調するかどうかという議論も重要であるが、旧荘園領域をベースとした小学校区を関連文化財群の設定エリアの基礎単位にするということであれば、関連文化財群を何らかの計画エリアとして位置づけようということなのか。
- 事務局：先ほどから出ている大山荘は、荘園として史跡的な価値が高いといわれているので、将来的には中世の灌漑用の池や祭礼祭祀に係わる遺構などを点的に文化財指定していく可能性はあると思われる。
- 委員：計画区域として、制度を活用し、事業展開を進めていく単位なのか。
- 事務局：歴史まちづくり法を入れるかどうかは別の話かと思うが、歴史まちづくり法以外にも文化財サイドの様々な手法があるので、それらも活用していくことは想定できる。明確に荘園領域が分かり、中世荘園の遺構があり、現在の風景としてとどめているところについては調査の中でおさえていく。
- 委員：委員の質問は、小学校区が施策上どのような意味をもつかを聞かれている。例えば、都市計画法上の地区計画をたてる単位か、地域別の基本計画を立てる単位かということである。
- 事務局：そこまではまだ考えていない。調査の基礎的な単位として抑えていこうと考えている。
- コンサルタント：補足させていただくと、歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画が大きくなりすぎているが、篠山市の歴史文化基本構想は、市域全域を対象として、篠山市の歴史的・文化的資産がどのような位置づけかを調査・整理していくものである。その一部が歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画の対象になり、その他は、緑条例や里づくり条例の計画整備地区、景観計画などを利用していく。全ての関連文化財群が歴史的風致維持向上計画につながるのではなく、それぞれの関連文化財群の特性に応じた事業展開を進めていくと

ということである。場合によっては都市計画的な整備もあるし、場合によっては文化財の指定だけということもあり得る。

委員：小学校区、地域単位で進めるということは、エリアをベースとした計画を組み立てるということになるが、関連文化財群を線で区切ってしまうのは危険である。小学校単位のまちづくり計画と適合するのか。

コンサルタント：ひとつの小学校区の関連文化財群が集中しているところをつないでいくような計画ができればという意味である。

委員：小学校区の割り方には、民俗や祭礼などの概念が入っている。荘園領域にもそのような意味があり、小学校区の中には、中世以来の伝統があり、祭礼が行なわれてきており、現在の住民組織にもつながっている。そのような地域の割り方として捉えていくということだと理解している。そうなっているのかどうか分からないが。

オブザーバー：委員が言われたとおりであり、地区レベルの計画に反映するための参加型でのまちづくりの基礎として荘園領域を出している。前回委員会で発言を求められ、「中世から」ということを言ったので、中世を意識されてまとめられたのだと思う。景観法を導入することで、住民合意型、協定型の歴史性を活かしたまちづくりの幅も広がる。市では、小学校区単位でのまちづくり協議会の設立、住民参加型のまちづくりを進めているので、中世も意識して荘園領域のまとまりがあったという意味で出している。荘園領域は明治40年頃の町域界とも重複しており、近代では荘園領域が意味をなしているという面もある。前回、歴史的風致維持向上計画についての質問があった時に、「中世から」を意識していくということに対して整合性を図られたのだと思う。

委員：小学校区でまちづくりを考えていく場合に、例えば街道筋のなかでも小学校区が異なるものがある。そのような場合、街道の景観として後背地まで見たときに、一体的な考え方で整備ができるのか。慎重にやらないと、街道筋としての一体性がなくなる。

防災の話については、平成20年度の調査進捗状況の報告ではまだ出てきていないが、資料1の図には、平成20年度にも基礎的な調査を行なうことになっている。基礎調査で大切なのは、まず一つは、篠山市の地域防災計画があるので、その内容を抑える必要がある。また、災害危険箇所の分布図についてハザードマップがある。それらの資料を整理しておく必要である。それらの防災に係わる資料を文化財データベースと一緒に掲載していくと計画づくりなどにも役立つと思う。また、災害のときに役に立ちうる地域の情報をつくるという点では、河川や水路、池などの水量・容量など、また、災害時に有効な緑地や空地の面積などについても合わせてデータベース上に掲載していく必要があると思う。また、過去の災害履歴の整理も必要である。地域では、

これまで多くの災害をくぐりぬけてきている。地域の減災の知恵は文化的景観を形成している背景になっている可能性がある。崩れたまま残している地域もあるように、災害も景観を形成してきた重要な要素である。災害の履歴や減災の知恵も合わせてデータベースに掲載していただきたい。来年度アンケートをされるということだが、地域住民の防災に対する目も重要であるので、市民にとっての危険箇所や現在の市民の防災に対する意識についても尋ねていただきたい。防災が追いやられている面があるが、防災計画により安全なまちができていくことは環境保全や美しい景観につながると考えられる。必ずしも安全なまちというものが景観などと相反するものではない。亀山市でも防災計画が少しだけ掲載されているが、逆に、防災部分に力を入れた計画ができれば他の自治体にないような計画としてアピールできるのではないか。

委員長：最終的には文化庁に提出しなければならない計画である。文化庁は全国から出てくる20都市のモデル計画から、使えるものを国レベルの政策の参考としていく。篠山では、防災的な視点で計画を策定していくことは、一つの強みになる可能性がある。

委員：未指定の文化財について、整理を進めているということであるが、旧篠山町の民俗文化財の資料は、教育委員会レベルの調査資料はほとんど出ていない状況である。しかし、研究者はかなり沢山入って調査をされている。そのようなデータまで調査を広げていただきたい。例えば、喜多慶治先生の古写真のデータベースが神戸女子大学に所蔵されており、現在そのデータベースに伴うフィールドノートが整理中である。昭和30年代から40年代の高度経済成長期以前の民俗文化のデータである。そのような昭和30年代の研究者の調査資料など、また、老人会など地元の方々が集められたものまで含めていく形でないと、旧今田町と旧西紀町の年中行事が大きくまとめた資料であるため、それらに比べると東側の旧町の資料が少ない結果になりうる。丹波地域民俗調査報告書の作成の際にアンケート調査を行い、かなり明確になったことがある。例えば、文化庁のモデルでは「山車」という言葉を使っているが、民俗学の研究でも「だし」を「山車」という言葉でくくって良いのかという議論もあるが、篠山盆地の場合は「曳山」という言葉の方が良いと思う。兵庫県下でも祇園祭型の曳山を出しているのは、篠山盆地だけであるというのは大きな特徴である。しかし、その中で核になる城下町の春日神社の祭礼は、大規模であるため、個人的な調査では入れず、調査が一度も行なわれていないという現状にあるが、祇園まつりをモデルにして亀岡方面から入ってきたともいわれている。また、周辺地域にどのように曳山が伝わっていったかなども明らかになっていない。去年の福住地区の調査では、福住地区の囃子を

創始したといわれる遠山宗九朗満直は、能勢の山を越えて大阪の文楽座から学んでこられたような文化交流もあったとされている。近世的な世界の中で、街道上の祭礼行事がどのように位置づけられるかが、佐佐婆神社にしても、大体の祭の様子は把握できていても具体的にどのように運営されていて、何が課題なのかが把握できていないという状況である。今回は、市域の民俗文化財をデータベース化できる機会であるので、行政以外の報告書まで目を配っていただき、データベースを観れば昭和 30 年代の民俗社会といわれる年中行事、祭礼行事、人生儀礼などが俯瞰できるような形にしていきたい。アンケート調査に係わるが、丹波の森のアンケート調査の際、同様に自治会長を対象にアンケート調査を行なった。しかし、後で整理する際、神社の氏子域と自治会の範囲などが明確にとれておらず、どこがどの神社の氏子なのかが把握できなかった。アンケート設計の中で、そのあたりも考えていただきたい。

委員長：歴史まちづくり法では、民俗文化財は重要である。かなり忙しくなるかと思うがよろしくお願ひしたい。

委員：地元の左官組合などでは、灰屋が丹波地域、特に篠山市に多く残っているという調査も行なった。県や市以外のそのような調査も活かしていきたい。そのような資料提供をさせていただく。

委員：中世からか近世からかという話があったが、時代を横断的に捉えて調査を進めていくのがよいのか、篠山の歴史というのは古い時代からあるので断面的に切ってそこをスタートにすべきなのか分からない面もある。それぞれ地域に特徴はあると思うが、視点をきっちり抑えていただき、市内全体の時代をもとにして調査をしていくのが、全体を把握していくのには適しているのではないかと思う。

味間小学校区では、大国寺は平安時代から室町時代にかけての重要文化財があり、近世では、家住宅などもある。それぞれを色々な観点から捉えていくと拡散してしまう。市内をひとつのベースで捉えるのであれば資料も沢山あるので、近世をベースとした方が良いと思う。

委員：文化財のデータベース化をされるのだが、文化財を支える人々や組織を広く把握していく必要がある。伝統的な祭祀などを行なう人々や組織は当然把握されるだろうが、文化財を活かす人や組織を広く捉え、保存会などの組織、建築関係の活動を通じた組織、ヘリテージマネージャーや NPO、ボランティア、地域コミュニティなどの組織も把握する必要がある。そのような調査はまちづくり分野ではソーシャルキャピタルとしての位置づけを与えるということで流行っている。文化財を活かしていく担い手を育てるということを考えるためには、各項目と組織との関係が現在どのようになっているかを把握して

いただきたい。

委員 長：アンケート調査にも関係してくる。アンケート調査について説明いただきたい。

事務局：(資料説明) - 略 -

委員 長：色々な意見があると思う。アンケート調査については次回委員会までに意見をよせていただくということで、次回委員会の日程調整をしたい。

次回委員会は3月23日の15:00から開催する。

委員 長：最後に、県の方からお越しいただいた委員にご意見いただきたい。

委員：今回の構想は、歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画につながるの、篠山市として維持向上すべき歴史的風致とは何かという点を議論いただきたい。現在は「日本の原風景」という大きなテーマであるが、このテーマが徐々に集約していくことを期待する。

委員の意見でもあったが、歴史的風致維持向上計画でも地域の活動が重視されているので、アンケート調査またその他の調査も含めて、地域の活動について盛り込んでいただきたい。

委員の意見でもあったが、本構想での活用区域をどこの小学校区でつくるのか、具体的にどの対象区域をどのような調査して計画をつくっていくのかをもう少し分かりやすくしていただきたい。

また、地域整備課で歴史的風致維持向上計画の策定を進められていると思うが、その流れが本構想とどのように係わってくるか、次回委員会で説明いただきたい。その際、歴史まちづくり法では協議会をつくることができるとされているが、協議会について今後考えていかれるかどうかなども含め教えていただきたい。

委員 長：資料1には、歴史的風致維持向上計画の策定、変更と書かれているが、変更は可能なのか。

オブザーバー：可能である。

委員 長：タイムフローとして、市はいつ歴史まちづくり法に手を上げようとしているのか。実際には、事業をつけると数年で完了しなければならない。また、福住地区の重伝建地区の選定はいつできるのかなども関係する。そのあたりのスケジュールを調整いただきたい。

委員：現代の生活との距離感を考えていく必要がある。基本的には近代、近世の色濃さを残すといいながら、どこまでそれまで起源として遡れるか。大山荘については、荘園景観を残しているということで、文化庁も注目している地区ではある。今回の歴史的風致の基本計画の検討の中で、その部分が現れてくると良いという意見をいただいている。

委員：里山の周辺の開発規制について、緑条例や景観法、都市計画法も含めて、私

有財産に対して強制力をもつものではないので、個人財産の制限には限界はある。まちづくりということから、各制度でどのようなことができるかを共通認識としてもっておいた方が良い。教育委員会からまちづくり部の方に依頼して簡単にまとめたものを配られた方が良い。できたら次回委員会で発表いただきたい。私も歴史まちづくり法がまだ分からない部分もある。篠山市で独自の施策もある。そのあたりを整理して説明いただきたい。

(4) 閉会

副委員長：様々な視点から、策定の方向性を討論いただき有難うございます。これから先、忙しくなると思うが、篠山らしさをいかに出していくかを我々みな肝に銘じて、より良い構想づくりを進めていきたい。